

2013年10月23日以降に発生した事故に対しては、次のとおり改善した内容で保険金をお支払いします。

	項目	適用する有利な保障内容	改善前の保障内容	約款の規定の位置 (改定前の約款)	
各保障	シェアハウス内の共用スペースの取扱い	シェアハウスのうち被保険者が専用使用权を有する部分のみを借戸室としてご契約された場合でも、1戸のシェアハウス内の他の居住者との共用スペースは借戸室と扱って保障します。	シェアハウスのうち被保険者が専用使用权を有する部分のみを借戸室としてご契約された場合、1戸のシェアハウス内の他の居住者との共用スペースは借戸室とみなしません。	第1条 (用語の定義)(8)	
	風災、 <sup>ひょう</sup> 雹災または雪災の場合の家財保険金の支払い	損害額が5千円を超える場合に損害額から5千円(自己負担額)を差し引いて家財保険金を支払います。損害額が20万円以上となる場合には自己負担額を適用しません。	損害額が20万円以上の場合、家財保険金を支払います。	第5条 (家財保険金を支払う場合)④	
家財保障	水災の場合の家財保険金の支払い	床上浸水でなくても、水災により借戸室または借戸室の属する建物が半損以上となった場合には、家財保険金を支払います。	水災により床上浸水となり、家財に損害が生じた場合に、家財保険金を支払います。	第5条 (家財保険金を支払いを支払う場合)⑨	
		水災の場合、1回の事故につき、家財保険金額の10%を限度に損害の額を支払います。	水災の場合、1回の事故につき、家財保険金額の5%を限度に損害の額を支払います。	第6条 (家財保険の支払額)(1)④	
	雨、雪、 <sup>ひょう</sup> 雹もしくは <sup>じん</sup> 砂塵の吹込み、しみこみまたはこれらのものの漏入による損害	不測かつ突発的な事故によるものは、損害額が3万円を超える場合に損害額から3万円(自己負担額)を差し引いて家財保険金を支払います。(1回の事故につき50万円限度)	風、ひょう、雪災で借戸室が破損したことによる場合を除き、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入による損害は、保険金を支払いません。	第12条 (保険金を支払わない場合)(1)⑤	
	借戸室外にあっては保険金支払いの対象となる家財の範囲	次の物は、借戸室外にあったとしても保障の対象とします。	次の物は、借戸室外にあったとしても保障の対象とします。		
		①借戸室に付属する専用駐輪場または借戸室が一戸建の場合の敷地内の自転車	借戸室に付属する専用駐輪場または借戸室が一戸建の場合の敷地内の自転車	第4条 (家財の範囲)(1)	
		②エアコンの室外機 ③借戸室に付属する洗濯機置場の洗濯機 ④借戸室が属する敷地内の洗濯物、衣服および布団その他これらに類する物		第12条 (保険金を支払わない場合)(1)④	
貴金属・宝石・美術品等の損害額の算出方法	他の家財と同様に再取得価額に基づいて損害額を算出します。	時価額に基づいて損害額を算出します。	第6条 (家財保険金の支払額)		
キャッシュカードの取扱い	キャッシュカードの盗難によって預金が不正に引き出された場合には、預貯金証書と同様に保障の対象とします。	預貯金証書には含まれないこととしており、盗難により預金が不正に引き出されたとしても、保障の対象になりません。	第1条 (用語の定義)(12)		
保険金を支払わない場合	次の事由による損害は、保険金を支払わないこととします。 ・被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・火災、風災等の保険金を支払うべき事故の際の盗難	次の事由による損害は、保険金を支払いません。 ・被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・火災、風災等の保険金を支払うべき事故の際の盗難	第12条 (保険金を支払わない場合)(1)②③		
修理費用	被保険者が借戸室内で死亡した場合の修理費用の負担者	保証人等被保険者に代わって借戸室を修理すべき方が借戸室を修理した場合についても保険金を支払います。	被保険者および被保険者の地位を引き継ぐ方(相続人、相続財産管理人)に保険金を支払います。	第14条 (修理費用保険金を支払う場合)	
	保険金を支払わない場合	被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害は、保険金を支払わないこととします。	被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害は、保険金を支払いません。	第16条 (修理費用保険金を支払わない場合)(1)②	